

職務専念義務違反に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、X事務所において、A職員が勤務時間中に頻繁に居眠りをしている、自身の業務に関係のないインターネットサイトの閲覧行為を長時間行っており、特に居眠りは職員や上司がその度に注意を行うも改善されず悪質なものであり改善が全く見られない、とする通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 A職員の勤務状況について</p> <p>A職員は、勤務するX事務所において電話や市民対応、受付や業務で使用するシステムの操作や調整、消耗品の在庫管理やファイル管理簿の整理などの庶務関係業務のほか、課内で依頼される軽作業なども行っている。</p> <p>A職員は基本的に自席業務が中心であることから、パソコンは常時操作できる状況にある。天候や市民からの問い合わせ状況でその日の業務スケジュールは左右されるとのことだが、天気予報や経路案内のためのグーグルマップなどを閲覧する頻度が高くなっている。</p> <p>特に天気予報は業務の特性上、閲覧する頻度が高い状況となっているとのことである。</p> <p>2 X事務所のB所長、C係長、D係長、E職員、F職員及びA職員へのヒアリング等により判明した調査結果が以下のとおり確認された。</p> <p>(1) A職員の勤務時間中における、居眠り行為とそれが原因とされる市民対応上のトラブルの有無等について</p> <p>ア B所長、C係長、D係長のヒアリング結果</p> <p>B所長の着任以降、A職員の居眠りについて直接目撃しておらず、職員からも特に報告を受けていなかった。ただし、着任以前に繰り返しの居眠りがあったことは聞いていた。</p> <p>C係長は所内会議中のA職員の居眠りを目撃しており、気付いた時に声掛けをして起こすようにしているとのことであり、D係長は令和5年4月以降7月までに5回ほど職員から居眠り行為を教えてもらい、その都度に大丈夫かと声をかけると、A職員は起きて大丈夫と答えていることから深い眠りではないと回答している。</p> <p>また、A職員の居眠りが原因とされる市民対応上のトラブルについては、いずれもないとの回答があった。</p> <p>イ E職員、F職員のヒアリング結果</p> <p>E職員によるとA職員の居眠りは1日に1回は必ず目撃しているとのことであった。居眠りはA職員の作業の手が空いたときが多く、時間も途切れ途切れのことである。周りの職員も気づいたときには本人への声かけや係長に報告をしており、その都度、係長が注意をしていたとのことである。</p> <p>また、F職員もA職員の居眠りにこれまでに2、3回気づいたことがあるが、最近ではなく、所要時間も分からないと回答している。</p> <p>なお、E職員及びF職員ともにA職員の居眠りが原因とされる市民対応上のトラブルはないとの回答があった。</p> <p>ウ A職員へのヒアリング結果</p> <p>A職員自身に居眠りの自覚があり、頻度としては週に1回あるかどうかという認識であった。なお、職務専念義務違反に抵触する可能性も自覚しており、手持ち無沙汰になるとうつらうつらすることから、それを避けるためになるべく仕事があるように意識していると回答している。</p> <p>また、服薬治療中であり、眠気が出る薬を避けてもらうようにしているものの、複数服薬していることが眠気に影響していることの懸念を持っているようである。</p> <p>(2) A職員の勤務時間中における、業務に関係のないインターネットサイトの閲覧について</p> <p>ア B所長、C係長、D係長のヒアリング結果</p> <p>いずれのヒアリングからも、A職員が勤務時間中の業務に関係がないと断定できる</p>

サイトの閲覧行為は目撃していないとのことだった。いずれもインターネットサイトの閲覧行為自体は目撃しているが、天気予報やグーグルマップ、ニュースなどは市民などからの問い合わせ対応のために閲覧しているものとしてそれぞれが認識している。日々その頻度や時間も異なるが、特にグーグルマップは他にも多くの職員が常時開いていることからインターネットサイトの閲覧は業務上必要であるとの認識があり、C係長もA職員に対してこれまで特に注意を行ったことがないとのことであった。

イ E職員、F職員のヒアリング結果

両職員とも、業務に関係のないサイトの閲覧は目撃したことがないとのことと特段不審な点は無かったとのことであった。

ウ インターネットサイトへのアクセスログについて

所属において、ログを一部抽出し解析を行ったところ、B所長以下が証言しており、レインアイ（神奈川県の子報）やウェザーニュース、日本気象協会のサイトなどの天気予報関連のサイトへの閲覧行為があり、長時間、多数回確認ができています。また同様にグーグルマップやニュースの閲覧も確認することができたとのことであった。ただし、業務関連の疑義があるサイトへの閲覧履歴も確認されたことから、A職員に事実確認を行った結果は以下のとおりであった。

エ A職員へのヒアリング結果

インターネットのサイトは業務上必要であることから、状況にもよるが長時間閲覧することもある。内容は主にレインアイやウェザーニュースなどの天気予報関連であり、他にはグーグルマップを閲覧している。なお、業務と関係のない飲食や旅行サイトなどを閲覧していたことを認めている。閲覧は1回に5分程度で比較的短時間であり頻度は多くないとのことであるが、その点は所属が確認したログの履歴からも確認している。

これまでも手持無沙汰になると見てしまうとのことであり、そのようなことがないよう電話を率先して出るほか、手を動かして仕事に取り組んでおり、現在は業務に関係のないサイトの閲覧は行っていないとのことである。

3 まとめ

調査の結果、勤務時間中の居眠りは上司、職員とも目視あるいは報告を受けており、本人も自覚があることから事実であると認められた。

A職員に対しては、所属上司や同僚も居眠りに気づいたときには指導や声掛けを行っていたとのことであり、職場でも気にかけていると考えられ、長時間に及ぶものではない。

また、勤務時間中の業務に関係のないサイトへの閲覧行為については、複数のヒアリングで確認はできなかったが、所属においてA職員のアクセスログの確認を行ったところ、天気予報等の業務に関係があるとするサイトのほか、業務の関連性について疑義があるサイトの閲覧が確認できた。それを踏まえたA職員へのヒアリングでは1回あたりの時間も5分程度と短く、また頻度は多くなかったが、アクセスログにあるとおり、勤務時間内における業務に関係のないサイトへの閲覧行為を認めている。

なお、A職員は居眠りについて職務専念義務違反の可能性があることを認識し、自身の体調も踏まえながら、居眠りをしないよう努力しているとのことである。また、勤務時間中における業務に関係のないサイトの閲覧についても反省しており、現在は行っておらず、今後もそのような閲覧行為を行わないために、電話に率先して出るなど手持無沙汰にならないよう努力していると述べている。

当該局としては、勤務時間中の居眠り及び業務に関係のないインターネットサイトの閲覧行為について重く受け止めており、引き続きA職員の言動にこれまで以上に注意を払うとともに、必要に応じて適時適切に職務に専念するように指導を行っていくとのことである。

	<p>以上より、居眠り及び業務と関係のないサイト閲覧行為という職務専念義務に抵触しかねない行為はあったと認められるが、本人及び所属として改善の努力を行っているとして認められる。そのため、当該局に対して、同行受診等により服薬の影響などA職員の体調を把握するとともに、当該職員の勤務状況を踏まえ記録を取りながら丁寧な指導を行うこと、本人の意向等にも留意したうえで職場内においてA職員の体調等への理解を求めるなど円滑な職場環境づくりを進めることを求め、本委員会としての対応を終了する。</p>
<p>本市の対応</p>	<p>A 職員の言動にこれまで以上に注意を払うとともに、必要に応じて適時適切に職務に専念するように指導を行う。</p>